

宝珠温泉保養センターあかまつ荘・安田農村環境改善センター の利活用企業・団体の募集

利活用提案募集要項

コロナ禍及び光熱費高騰により指定管理者が不在となり令和4年3月31日をもって休館となった宝珠温泉保養センターあかまつ荘・安田農村環境改善センターを温泉施設又は、温泉施設以外の有効活用を含め、本市の産業振興、雇用促進、その他住民サービスの向上のために貢献していただく企業・団体を募集します。

1 募集対象施設

【建物】

(1) 宝珠温泉保養センターあかまつ荘

所在地：阿賀野市草水字城下1136番地2

建物構造：木造平屋建、一部鉄骨造平屋建 延床面積440.44㎡

詳細は別紙物件調書のとおり

(2) 安田農村環境改善センター

所在地：阿賀野市草水字城下1136番地2

建物構造：鉄筋コンクリート造平屋建、一部木造平屋建 延床面積1,032.12㎡

【土地】

(3) 宝珠温泉保養センターあかまつ荘・安田農村環境改善センター

敷地面積：約9,840.57㎡

詳細は別紙物件調書のとおり

2 募集企業・団体等

宝珠温泉保養センターあかまつ荘・安田農村環境改善センターの利活用を希望する企業・団体等で、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 利活用提案書提出時点で、新潟県又は阿賀野市から指名停止を受けている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされている者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされている者。
- (5) 自社又は自社の役員等（営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者。

- (7) 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている等に該当する者。
- (8) 公租公課を滞納している者。

3 提案内容

周辺地域または本市の産業振興、雇用促進、その他住民サービスの向上につながるような事業を期待します。土地・建物については、貸付を想定していますが、一部譲渡も提案内容により別途協議とします。また、貸付額・譲渡額についても提案内容を基に協議します。

4 利活用提案手続き

事前に担当課（商工観光課）と協議を行い、事業計画書等を提出していただきます。その後、庁内で審議、可否を決定します。

(1) 提出書類

ア 事業計画書（任意様式）

なお、事業計画書には、次のことを記載してください。

- ・提案者概要
- ・利用目的
- ・利用計画図
- ・収支計画
- ・必要な投資額
- ・資金調達
- ・地域に貢献できるセールスポイント

イ 登記事項証明書（1か月以内に取得したもの。写し可。）

※任意団体は省略可

ウ 直近2年分の納税証明書

エ 応募資格誓約書（別紙様式）

(2) 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで（閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時まで。

※郵送の場合、令和8年9月30日（水）午後5時必着

5 現地見学会

令和8年7月15日（水）10時から現地見学会を実施しますので、7月13日（月）午後5時（厳守）までに別紙「現地見学会参加申込書」を提出してください。

- ・現地見学会については、直接会場にお越しください。

6 その他

- ・質問は令和8年7月1日（水）から令和8年8月31日（月）まで受け付けますので、別紙質問書によりFAXまたは電子メールで送付してください。なお、回答は質問を

受理した日から原則10日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に質問者に対してFAXまたは電子メールで通知するとともに、ホームページで公表します。

- 複数の応募があった場合は、事業計画書を基にヒアリングを実施し、その結果と希望貸付額・譲渡額を総合的に審査して、上位の者を優先交渉権者とします。
- 契約にあたり、場合によっては市議会の議決が必要になります。

7 担当課・問合せ先

阿賀野市 産業建設部 商工観光課

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

TEL：0250-62-2510

FAX：0250-61-2037

Mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp